

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月16日
【四半期会計期間】	第59期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社コロワイド
【英訳名】	COLOWIDE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野尻 公平
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045-274-5970
【事務連絡者氏名】	取締役 瀬尾 秀和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045-274-5970
【事務連絡者氏名】	取締役 瀬尾 秀和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第2四半期 連結累計期間	第59期 第2四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上収益 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	120,070 (61,000)	72,852 (42,371)	235,334
事業利益(は損失) (第2四半期連結会計期間) (百万円)	4,466 (1,963)	8,913 (3,511)	5,632
税引前四半期(当期)利益(は損失) (百万円)	1,996	9,122	8,839
四半期(当期)利益(は損失) (百万円)	490	6,814	6,798
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益(は損失) (第2四半期連結会計期間) (百万円)	114 (262)	5,788 (1,599)	6,447
四半期(当期)包括利益 (百万円)	366	7,024	6,947
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	18	5,959	6,600
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	31,730	23,645	24,958
総資産額 (百万円)	238,760	265,735	248,832
基本的1株当たり四半期 (当期)利益(は損失) (第2四半期連結会計期間) (円)	1.19 (3.49)	84.03 (21.31)	88.62
希薄化後1株当たり四半期 (当期)利益(は損失) (円)	1.19	84.03	88.62
親会社所有者帰属持分比率 (%)	13.3	8.9	10.0
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	13,604	1,610	26,072
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	5,603	10,898	15,348
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	12,413	16,337	12,338
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	29,422	35,935	32,215

(注) 1. 売上収益には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
4. 第58期及び第59期における希薄化後1株当たり四半期(当期)利益(は損失)は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、基本的1株当たり四半期(当期)利益(は損失)と同額であります。
5. 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

（その他）

当第2四半期連結会計期間において、株式会社大戸屋ホールディングスの株式を追加取得したことにより、同社及びその子会社8社を連結子会社としました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

財政状態

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ169億4百万円増加し、2,657億35百万円となりました。これは主にのれんが113億7百万円、現金及び現金同等物が37億19百万円、繰延税金資産が24億20百万円増加したことによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ262億12百万円増加し、2,361億55百万円となりました。これは主に営業債務及びその他の債務が43億20百万円減少したものの、社債及び借入金が299億43百万円、リース負債が5億42百万円増加したことによるものです。

資本合計は、前連結会計年度末に比べ93億9百万円減少し、295億80百万円となりました。これは主に資本金が45億円、資本剰余金が7億24百万円増加したものの、利益剰余金が63億65百万円減少したことによるものです。

経営成績

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に基づき4月に緊急事態宣言が発令されたため大幅に悪化したものの、4月・5月を底にして宣言解除後は緩やかながら景気回復局面に転じたとみられております。特にソフトウェア関連は堅調であり、鉱工業生産分野も中国経済の回復に牽引されて改善傾向にあります。しかしながら個人消費につきましては、「特別定額給付金」の効果がみられたものの、新型コロナウイルス禍終息の見通しが依然として立たないことや、雇用環境の悪化、長梅雨・豪雨災害などのため、全般的には足踏み状態が続いております。

外食産業におきましては、緊急事態宣言解除後も営業時間の短縮、ソーシャルディスタンス（社会的距離）確保のための客席数の削減、グループ利用による会食や宴会の減少、8月のお盆時期の帰省自粛、小中高校の夏休み期間の短縮など様々な負の影響を受けております。また外出自粛やテレワーク（在宅勤務）の拡大により、テイクアウトやデリバリーの需要が増加しているものの、同業者が多数参入するとともに、中食との競合も一層激化しているため厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは引き続き「すべてはお客様の為に」をモットーにQSCAを高め、家庭ではなかなか体験できない様々な料理や高レベルのサービスをお客様に提供することによって、「楽しかった、美味しかった」とお客様に喜んで頂けるよう心掛けております。そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止を図り、従業員の入社前の検温やマスク着用、頻繁な手洗い・消毒の徹底、ソーシャルディスタンス確保のための客席数の削減、お客様に対する入店時の検温の実施、お客様用の消毒アルコールの設置、店舗内の小まめな清掃・消毒、密閉空間回避のための十分な換気などを鋭意実施しております。また中食を上回る上質でお値打ち感のあるランチメニューやテイクアウト商品の拡充・強化や、デリバリーサービスなども進めております。

コスト面では、損益分岐点を引き下げるため費用対効果の精査に努めました。具体的には新規の出店投資の抑制、従業員の適正な配置転換による人材の活性化及び人件費の削減、賃借物件の家賃契約に代表される各種契約の見直しによる費用圧縮、提供メニューの工夫に基づく使用食材の歩留まり向上、食品廃棄ロスの低減、物流機能の集約などに取り組んでおります。これらの施策により販売及び一般管理費においては、前年同期に比べ157億円を削減することができましたが、この削減が今後の業績に対しても大きく寄与すると見込んでおります。

店舗政策につきましては、既に当第1四半期連結会計期間において「フューチャーバリューの獲得」の観点から居酒屋業態を中心に店舗の統廃合を精力的に進め、新規出店につきましては従来以上に精査して行いました。その結果FC店舗の取得も含め、直営レストラン業態が25店舗、直営居酒屋業態が16店舗、合計41店舗が増加したものの、直営レストラン業態を70店舗、直営居酒屋業態を125店舗、合計195店舗を閉店致しました。また、2020年9月15日付で㈱大戸屋ホールディングスを連結子会社とした結果、同社の直営店153店とFC店285店が当社グループ店舗となり、これにより当第2四半期連結会計期間末の直営店舗数は1,461店舗となりました。尚、FC店舗を含めた総店舗数は2,865店舗となっております。

以上のような施策を進めてまいりましたが、店舗の統廃合による店舗数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止を図る必要から、営業店舗の休業や時短営業を大量に実施した負の影響を大きく受けました。また当第2四半期連結会計期間におきましても、新型コロナウイルス禍の第2波によって、消費者の外出自粛やテレワーク、グループ利用による会食・宴会の敬遠、時短営業などが続いたため、都心の居酒屋業態を中心に客数が前年同期を大幅に下回ることになりました。これらのことから当第2四半期連結累計期間の連結業績につきまして

は、売上収益が728億52百万円、事業損失が89億13百万円、四半期損失が68億14百万円、親会社の所有者に帰属する四半期損失が57億88百万円となりました。

(注) 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. (株)コロワイドMD

(株)コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流・マーチャンダイジングを行っております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は276億89百万円（前年同四半期417億94百万円）、事業利益は2億59百万円（前年同期事業利益7億84百万円）、営業利益は38百万円（前年同四半期7億6百万円）となりました。

b. (株)アトム

(株)アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の多店舗展開を行っております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は149億46百万円（前年同四半期235億58百万円）、事業損失は14億15百万円（前年同期事業利益7億85百万円）、営業損失は15億24百万円（前年同四半期営業利益3億76百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては1店舗（直営1店舗）の新規出店、38店舗（直営36店舗・FC2店舗）の閉鎖を行い、当第2四半期連結会計期間末の店舗数368店舗は（直営357店舗、FC11店舗）となっております。

c. (株)レイズインターナショナル

(株)レイズインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「遊食三昧 NIJYU-MARU」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給の他、直営店舗の運営を行っております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は266億90百万円（前年同四半期565億84百万円）、事業損失は46億62百万円（前年同期事業利益26億50百万円）、営業損失は54億23百万円（前年同四半期営業利益25億87百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては56店舗（FC19店舗・直営37店舗）の新規出店、247店舗（FC101店舗・直営146店舗）の閉鎖を行い、当第2四半期連結会計期間末の店舗数は1,699店舗（FC1,108店舗・直営591店舗）となっております。

d. カッパ・クリエイト(株)

カッパ・クリエイト(株)は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は307億69百万円（前年同四半期389億58百万円）、事業損失は14億65百万円（前年同期事業利益14億6百万円）、営業損失は15億15百万円（前年同四半期営業利益15億77百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては2店舗の新規出店、10店舗の閉鎖を行い、当第2四半期連結会計期間末の直営店舗数は320店舗となっております。

e. その他

その他は、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売及び加工販売、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)WORITS、(株)ダブリューピージャパン、(株)ダイニング・クリエーションにおける飲食店経営、(株)ダイニングエールにおける給食事業運営、(株)フューチャーリンクにおけるFC事業運営、(株)大戸屋ホールディングスによる店舗運営となっております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は95億3百万円（前年同四半期136億60百万円）、事業損失は69百万円（前年同期事業利益1億56百万円）、営業損失は1億14百万円（前年同四半期営業利益1億74百万円）となりました。

(注) セグメントにつきましては、「要約四半期連結財務諸表注記 5.セグメント情報」をご参照下さい。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが16億10百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが108億98百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが163億37百万円、現金及び現金同等物に係る換算差額が1億10百万円となりました結果、前連結会計年度末に比べ37億19百万円増加し、359億35百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前四半期損失によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に連結子会社の取得による支出、営業譲受による支出、有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期借入金の増加によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,999,820
優先株式	30
第2回優先株式	50
第3回優先株式	100
計	113,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	75,284,041	75,284,041	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注1)
第2回優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注2)
第3回優先株式	90	90	非上場	単元株式数1株 (注3)
計	75,284,191	75,284,191	-	-

(注1) 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次のとおりであります。尚、単元株式数は1株であります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当社は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）、第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）、第3回優先株式を有する株主（以下、第3回優先株主という）又は第3回優先株式の登録株式質権者（以下、第3回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。

2009年4月1日以降の事業年度に関して

優先配当金 = 100,000,000円 × (日本円TIBOR+3.00%)

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

(2) 優先中間配当金の額

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。

優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。

(3) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。

2 . 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、このほか残余財産の分配は行わない。

3 . 経過優先配当金相当額

優先株式1株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4 . 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 買受け等
当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買い受けることができる。
優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
6. 新株引受権等
当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
7. 株式の分割又は併合
当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
8. 取得請求
優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
(1) 優先株主は、2009年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、毎事業年度の末日の翌日から1ヶ月以内(以下、請求期間という)において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
(2) 当社は、優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合、優先株主から(1)に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。
(3) (2)に定める経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
(4) (1)に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。
9. 取得条項
当社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。
優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める経過優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め
の有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
11. 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注2) 第2回優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 第2回優先配当金

(1) 第 2 回優先配当金の額

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）の金銭（以下、第 2 回優先配当金という）を支払う。

2011年 4 月 1 日以降の事業年度に関して

第 2 回優先配当金 = 100,000,000円 × (日本円TIBOR + 3.5%)

「日本円TIBOR」とは、第 2 回優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 6 ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

(2) 第 2 回優先中間配当金の額

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき第 2 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、第 2 回優先中間配当金という）を支払う。

第 2 回優先中間配当金が支払われた場合においては、第 2 回優先配当金の支払いは、第 2 回優先中間配当金を控除した額による。ある事業年度において、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 2 回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非累積条項

(4) 非参加条項

第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、第 2 回優先配当金を超えて配当はしない。

2 . 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000円に本条第 3 項に定める第 2 回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3 . 第 2 回経過優先配当金相当額

第 2 回優先株式 1 株当たりの第 2 回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第 2 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して第 2 回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4 . 議決権

第 2 回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 買受け等
当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第2回優先株式のみを買い受けることができる。
第2回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第2回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
6. 新株引受権等
当社は第2回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
7. 株式の分割又は併合
当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
8. 取得請求
(1) 第2回優先株主は、2011年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
(2) (1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
(3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
9. 取得条項
(1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。
(2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
(3) (1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
(4) (1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とする。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め
の有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
11. 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注3) 第3回優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 第3回優先配当金

- (1) 第 3 回優先配当金の額
当社は、普通株式又は普通株式の登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株式 1 株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）の金銭（以下、「第 3 回優先配当金」という。）を支払う。
第 3 回優先配当金 = 100,000,000円 × 3.5%
- (2) 第 3 回優先中間配当金の額
当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株式 1 株につき第 3 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、第 3 回優先中間配当金という）を支払う。
第 3 回優先中間配当金が支払われた場合においては、第 3 回優先配当金の支払いは、第 3 回優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 非累積条項
ある事業年度において、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 3 回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対しては、第 3 回優先配当金を超えて配当はしない。
- 2 . 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対し、第 3 回優先株式 1 株につき、100,000,000円に第 3 項に定める第 3 回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。
- 3 . 第 3 回経過優先配当金相当額
第 3 回優先株式 1 株当たりの第 3 回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第 3 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して第 3 回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- 4 . 議決権
第 3 回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- 5 . 買受け等
当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第 3 回優先株式のみを買受けすることができる。
第 3 回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第 160 条第 3 項の請求をなし得ず、第 3 回優先株主に関する請求権に係る同条第 2 項の招集通知の記載を要しない。
- 6 . 新株引受権等
当社は、第 3 回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 7 . 株式の分割又は併合
当社は、第 3 回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

8. 取得請求

(1) 第3回優先株主は、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第3回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(2) (1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、「限度額」という。)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

9. 取得条項

(1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第3回優先株式の全部又は一部を取得することができる。

(2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

(3) (1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(4) (1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額を限度とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年8月20日 (注)	90	普通株式 75,284,041 優先株式 30 第2回優先株式 30 第3回優先株式 90	4,500	18,530	4,500	8,248

(注) 有償第三者割当

発行価格 100,000,000円

資本組入額 50,000,000円

主な割当先 (株)日本カストディ銀行(信託口)

(5)【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
(株)サックロード	神奈川県横浜市南区吉野町2-5	5,966,930	7.95
蔵人 良子	神奈川県逗子市	4,062,750	5.41
蔵人 賢樹	神奈川県横浜市	3,264,617	4.35
蔵人 金男	神奈川県逗子市	2,667,605	3.56
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,842,300	2.46
(株)日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-12	1,363,800	1.82
鈴木 理永	神奈川県横浜市	1,094,625	1.46
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	848,500	1.13
(株)日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海1-8-12	732,400	0.98
(株)日本カストディ銀行(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-12	701,400	0.93
計	-	22,544,927	30.05

(注) 上記(株)日本カストディ銀行及び日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数は全て信託業務に係るものであります。

尚、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
(株)サックロード	神奈川県横浜市南区吉野町2-5	59,669	7.97
蔵人 良子	神奈川県逗子市	40,627	5.43
蔵人 賢樹	神奈川県横浜市	32,646	4.36
蔵人 金男	神奈川県逗子市	26,676	3.56
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	18,423	2.46
(株)日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-12	13,638	1.82
鈴木 理永	神奈川県横浜市	10,946	1.46
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	8,485	1.13
(株)日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海1-8-12	7,324	0.98
(株)日本カストディ銀行(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-12	7,014	0.94
計	-	225,448	30.11

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 30	-	優先株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
	第2回優先株式 30	-	
	第3回優先株式 90	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 249,800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,870,400	748,704	同上
単元未満株式	普通株式 163,841	-	同上
発行済株式総数	75,284,191	-	-
総株主の議決権	-	748,704	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コロワイド	横浜市西区みなとみらい2-2-1	249,800	-	249,800	0.33
計	-	249,800	-	249,800	0.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第58期連結会計年度	有限責任 あずさ監査法人
第59期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間	有限責任監査法人トーマツ

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (2020年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		32,215	35,935
営業債権及びその他の債権		8,533	10,387
その他の金融資産	11	1,057	1,071
棚卸資産		3,297	3,222
未収法人所得税		1,716	77
その他の流動資産		4,558	4,836
流動資産合計		51,376	55,527
非流動資産			
有形固定資産		47,820	48,905
使用権資産		28,566	29,710
のれん		71,795	83,103
無形資産		6,077	5,842
投資不動産		559	510
その他の金融資産	11	29,608	26,722
繰延税金資産		12,469	14,889
その他の非流動資産		560	526
非流動資産合計		197,456	210,208
資産合計		248,832	265,735

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (2020年9月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	11	23,748	19,443
社債及び借入金	7,11	32,619	53,814
リース負債		14,131	13,389
その他の金融負債	11	24	23
未払法人所得税		941	514
引当金		5,906	5,144
契約負債等		326	301
その他の流動負債		10,138	9,903
流動負債合計		87,834	102,531
非流動負債			
営業債務及びその他の債務	11	5,363	5,348
社債及び借入金	7,11	78,484	87,231
リース負債		27,461	28,745
その他の金融負債	11	2,222	2,373
退職給付に係る負債		-	512
引当金		6,608	7,364
繰延税金負債		303	349
契約負債等		1,056	918
その他の非流動負債		613	783
非流動負債合計		122,109	133,624
負債合計		209,943	236,155
資本			
資本金		14,030	18,530
資本剰余金		18,876	19,600
自己株式		158	159
その他の資本の構成要素		495	666
利益剰余金		7,295	13,661
親会社の所有者に帰属する持分合計		24,958	23,645
非支配持分		13,931	5,935
資本合計		38,889	29,580
負債及び資本合計		248,832	265,735

(2)【要約四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上収益	5,10	120,070	72,852
売上原価		51,513	33,355
売上総利益		68,557	39,497
販売費及び一般管理費		64,092	48,410
その他の営業収益		683	862
その他の営業費用		921	1,856
営業利益又は営業損失()	5	4,228	9,908
金融収益		114	2,289
金融費用		2,345	1,504
税引前四半期利益又は税引前四半期損失 ()		1,996	9,122
法人所得税費用		1,506	2,309
四半期利益又は四半期損失()		490	6,814
四半期利益又は四半期損失()の帰属			
親会社の所有者		114	5,788
非支配持分		377	1,026
四半期利益又は四半期損失()		490	6,814
1株当たり四半期損失()			
基本的1株当たり四半期損失()(円)	12	1.19	84.03
希薄化後1株当たり四半期損失() (円)	12	1.19	84.03

(注) 売上総利益から事業利益への調整表

売上総利益	68,557	39,497
販売費及び一般管理費	64,092	48,410
事業利益又は事業損失()()	4,466	8,913

()事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。
事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
売上収益		61,000	42,371
売上原価		26,538	19,052
売上総利益		34,462	23,318
販売費及び一般管理費		32,499	26,829
その他の営業収益		271	394
その他の営業費用		714	339
営業利益又は営業損失()		1,521	3,457
金融収益		2	2,211
金融費用		935	695
税引前四半期利益又は税引前四半期損失 ()		583	1,941
法人所得税費用		609	326
四半期利益又は四半期損失()		26	1,616
四半期利益又は四半期損失()の帰属			
親会社の所有者		262	1,599
非支配持分		236	17
四半期利益又は四半期損失()		26	1,616
1株当たり四半期損失()			
基本的1株当たり四半期損失()(円)	12	3.49	21.31
希薄化後1株当たり四半期損失() (円)	12	3.49	21.31
(注) 売上総利益から事業利益への調整表			
売上総利益		34,462	23,318
販売費及び一般管理費		32,499	26,829
事業利益又は事業損失()()		1,963	3,511

() 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。
事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期利益又は四半期損失()	490	6,814
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	15	19
純損益に振り替えられることのない項目合計	15	19
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	128	246
キャッシュ・フロー・ヘッジ	11	16
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	139	230
税引後その他の包括利益	124	211
四半期包括利益	366	7,024
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	18	5,959
非支配持分	384	1,065
四半期包括利益	366	7,024

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
四半期損失()	26	1,616
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2	17
純損益に振り替えられることのない項目合計	2	17
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	11	40
キャッシュ・フロー・ヘッジ	26	17
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	36	23
税引後その他の包括利益	34	6
四半期包括利益	8	1,622
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	220	1,626
非支配持分	228	4
四半期包括利益	8	1,622

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2019年4月1日残高		14,030	18,775	155	11	151
会計方針の変更	3	-	-	-	-	-
修正再表示後の残高		14,030	18,775	155	11	151
四半期利益		-	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	8	11
四半期包括利益		-	-	-	8	11
自己株式の取得		-	-	1	-	-
自己株式の処分		-	-	0	-	-
配当金	9	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社持分変動		-	290	-	-	-
所有者との取引額合計		-	290	1	-	-
2019年9月30日残高		14,030	19,064	157	2	162

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				
2019年4月1日残高		211	373	2,558	34,835	15,810	50,645
会計方針の変更	3	-	-	2,798	2,798	1,600	4,398
修正再表示後の残高		211	373	240	32,037	14,210	46,247
四半期利益		-	-	114	114	377	490
その他の包括利益		128	132	-	132	8	124
四半期包括利益		128	132	114	18	384	366
自己株式の取得		-	-	-	1	-	1
自己株式の処分		-	-	-	0	-	0
配当金	9	-	-	578	578	435	1,013
非支配株主との取引に係る親会社持分変動		-	-	-	290	424	714
所有者との取引額合計		-	-	578	289	12	301
2019年9月30日残高		339	504	704	31,730	14,583	46,313

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2020年4月1日残高		14,030	18,876	158	7	203
四半期利益		-	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	12	16
四半期包括利益		-	-	-	12	16
新株の発行	8	4,500	4,500	-	-	-
自己株式の取得		-	-	1	-	-
自己株式の処分		-	0	0	-	-
配当金	9	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社持分変動	8	-	3,776	-	-	-
新規連結による変動		-	-	-	-	-
所有者との取引額合計		4,500	724	1	-	-
2020年9月30日残高		18,530	19,600	159	6	186

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				
2020年4月1日残高		286	495	7,295	24,958	13,931	38,889
四半期利益		-	-	5,788	5,788	1,026	6,814
その他の包括利益		200	171	-	171	39	211
四半期包括利益		200	171	5,788	5,959	1,065	7,024
新株の発行	8	-	-	-	9,000	-	9,000
自己株式の取得		-	-	-	1	-	1
自己株式の処分		-	-	-	0	-	0
配当金	9	-	-	578	578	316	894
非支配株主との取引に係る親会社持分変動	8	-	-	-	3,776	5,346	9,122
新規連結による変動		-	-	-	-	1,268	1,268
所有者との取引額合計		-	-	578	4,646	6,930	2,284
2020年9月30日残高		485	666	13,661	23,645	5,935	29,580

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
	税引前四半期利益又は税引前四半期損失 ()	1,996	9,122
	減価償却費及び償却費	13,121	10,359
	減損損失	571	134
	金融収益	114	2,289
	金融費用	2,345	1,504
	固定資産除売却損益(は益)	117	15
	棚卸資産の増減額(は増加)	124	150
	営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	1,364	646
	営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	2,050	2,668
	その他	2,517	523
	小計	14,957	1,794
	利息及び配当金の受取額	46	98
	利息の支払額	1,327	1,309
	法人所得税の還付額	-	1,639
	法人所得税の支払額	73	243
	営業活動によるキャッシュ・フロー	13,604	1,610
投資活動によるキャッシュ・フロー			
	定期預金の預入れによる支出	6	6
	有形固定資産の取得による支出	5,099	2,789
	有形固定資産の売却による収入	104	323
	投資有価証券の取得による支出	-	1
	敷金及び保証金の差入による支出	301	377
	敷金及び保証金の回収による収入	914	698
	連結子会社の取得による支出	6	4,369
	営業譲受による支出	-	3,009
	その他	1,215	1,369
	投資活動によるキャッシュ・フロー	5,603	10,898
財務活動によるキャッシュ・フロー			
	短期借入金の純増減額	1,529	16,076
	長期借入れによる収入	9,690	12,118
	長期借入金の返済による支出	16,581	7,048
	社債の発行による収入	7	11,034
	社債の償還による支出	7	6,125
	リース負債の返済による支出	8,949	8,704
	株式の発行による収入	8	9,000
	連結子会社の自己株式の取得による支出	-	9,123
	配当金の支払額	9	577
	非支配株主への配当金の支払額	432	315
	その他	690	1
	財務活動によるキャッシュ・フロー	12,413	16,337
	現金及び現金同等物に係る換算差額	20	110
	現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,432	3,719
	現金及び現金同等物の期首残高	33,854	32,215
	現金及び現金同等物の四半期末残高	29,422	35,935

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社コロワイド（以下「当社」という。）は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト（URL <https://www.colowide.co.jp/>）で開示しております。2020年9月30日に終了する6ヶ月間の当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）により構成されています。

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、直営による飲食店チェーンを展開すると共に、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2020年11月16日に代表取締役社長野尻公平及び最高財務責任者瀬尾秀和によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、第1四半期連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IFRS第3号	企業結合	事業の定義の明確化
IAS第1号	財務諸表の表示	重要性の定義の明確化
IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	重要性の定義の明確化
IFRS第7号	金融商品：開示	金利指標改革に対応してヘッジ会計に関する要求事項の一部を修正
IFRS第9号	金融商品	金利指標改革に対応してヘッジ会計に関する要求事項の一部を修正
IFRS第16号	リース	COVID-19に関連した賃料減免に関する会計処理を改訂

(1) IFRS第3号「企業結合」、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」、IFRS第7号「金融商品：開示」及びIFRS第9号「金融商品」の適用

当社グループは、当連結会計年度より当該基準を適用しております。なお、当該基準の適用による要約四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(2) IFRS第16号「リース」の適用

本改訂は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の直接的な結果として賃料減免を受けたリースの借手に対して、簡便的な会計処理を選択することを認めるものであります。

本改訂によれば、新型コロナウイルス感染症に関連する賃料減免のうち所定の要件を満たすものについて、これがIFRS第16号において規定される「リースの条件変更」に該当するか否かに係る評価を行わなくてもよいとする実務上の便法を借手が選択することができるとされております。

当社グループは、上記の要件を満たす賃料減免について本便法を適用しております。

なお、本便法の適用により当第2四半期連結累計期間における税引前四半期損失が739百万円減少しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループは、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を用いております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

なお、2020年初頭から新型コロナウイルス感染症の拡大により売上高が減少する状況が継続しております。新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解は発表されていませんが、引き続き売上高に影響を与えることが予想されます。そこで、各地域での感染の収束、経済活動の再開に伴い業態により時期にばらつきはあるものの年度末を目途に概ね収束すると仮定を置いた上で、当該仮定を前提とした事業計画に基づき会計上の見積りを実施しております。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として直営飲食店チェーン及びF C事業の展開を行っております。業態の類似性、営業業態の共通性等を総合的に考慮し、「㈱コロワイドMD」、「㈱アトム」、「㈱レイズインターナショナル」及び「カップ・クリエイト㈱」の4つを報告セグメントとしております。尚、「㈱アトム」は子会社1社、「㈱レイズインターナショナル」は子会社22社及び「カップ・クリエイト㈱」は子会社2社を含んでおります。

㈱コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

㈱アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びF C事業の運営を行っております。

㈱レイズインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「遊食三昧 NIJYU-MARU」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態の直営店舗の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

カップ・クリエイト㈱は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益または損失、及びその他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は「3. 重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、㈱アトムは、前連結会計年度末において㈱アトム北海道を㈱レイズインターナショナルへ株式譲渡しております。また、㈱コロワイドMDは、前連結会計年度末においてCOLOWIDE VIETNAM., JSC.を㈱レイズインターナショナルへ株式譲渡しております。これに伴い、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報を修正再表示しております。

(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額に関する情報
前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半期 連結財務諸 表計上額 (注6)
	(株)コロワ イドMD	(株)アトム (注1)	(株)レイ ンズイン ターナシ ョナル (注2)	カッパ・ク リエイト(株) (注3)	合計				
売上収益									
外部顧客への売上収益	63	23,446	55,153	38,600	117,262	2,808	120,070	-	120,070
セグメント間の内部売上収益又は振替高	41,731	111	1,431	358	43,632	10,852	54,484	54,484	-
合計	41,794	23,558	56,584	38,958	160,894	13,660	174,554	54,484	120,070
セグメント利益	706	376	2,587	1,577	5,245	174	5,419	1,192	4,228
金融収益									114
金融費用									2,345
税引前四半期利益									1,996
法人所得税費用									1,506
四半期利益									490

(注1) 「(株)アトム」セグメントには、(株)アトム及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「(株)レイズインターナショナル」セグメントには、(株)レイズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「カッパ・クリエイト(株)」セグメントには、カッパ・クリエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)WORITS、(株)ダブリューピージャパン、(株)ダイニング・クリエイションにおける飲食店運営となっております。

(注5) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益の調整額 11億92百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半期 連結財務諸 表計上額 (注6)
	(株)コロワイ ドMD	(株)アトム (注1)	(株)レイズ インターナ ショナル (注2)	カップ・ク リエイト(株) (注3)	合計				
売上収益									
外部顧客への売 上収益	488	14,846	25,937	30,475	71,746	1,106	72,852	-	72,852
セグメント間の 内部売上収益又 は振替高	27,201	100	753	295	28,349	8,397	36,745	36,745	-
合計	27,689	14,946	26,690	30,769	100,095	9,503	109,597	36,745	72,852
セグメント利益又 は損失()	38	1,524	5,423	1,515	8,425	114	8,538	1,369	9,908
金融収益									2,289
金融費用									1,504
税引前四半期利益									9,122
法人所得税費用									2,309
四半期利益									6,814

(注1) 「(株)アトム」セグメントには、(株)アトム及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「(株)レイズインターナショナル」セグメントには、(株)レイズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「カップ・リエイト(株)」セグメントには、カップ・リエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)WORITS、(株)ダブリューピージャパン、(株)ダイニング・クリエイションにおける飲食店運営、(株)ダイニングエールにおける給食事業運営及び(株)フューチャーリンクにおけるFC事業運営、(株)大戸屋ホールディングスにおける店舗運営となっております。

(注5) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益の調整額 13億69百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6. 企業結合

前第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社大戸屋ホールディングス
事業の内容 定食店「大戸屋ごはん処」等の国内及び海外におけるチェーン展開

(2) 支配権取得日

2020年9月15日

(3) 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 19.16%

取得日に追加取得した議決権比率 27.61%

取得後の議決権比率 46.77%

(4) 企業結合を行った主な理由

当社は、2020年9月15日付で㈱大戸屋ホールディングスの普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）による公開買付けにより取得し、同社を連結子会社といたしました。

今回の企業結合により、それぞれ異なるブランドや特性を持つ当社と㈱大戸屋ホールディングス双方が協働することで、シナジーを発揮することにより、企業価値の向上を図ることを目的としております。

(5) 段階取得に係る差益

当社グループが取得日以前に保有していた㈱大戸屋ホールディングスに対する資本持分を取得日の公正価値で再測定した結果、当該企業結合により、952百万円の段階取得に係る差益を認識しております。この収益は、要約四半期連結損益計算書上、「金融収益」に計上しております。

(6) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

取得により支出した現金及び現金同等物	6,163
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	1,794
子会社の取得による支出	4,369

(7) 取得日における取得資産、引受負債の公正価値

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	10,162
流動資産	3,236
非流動資産	3,536
流動負債	6,337
非流動負債	2,875
非支配持分	1,268
のれん	11,334
合計	10,162

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

取得した資産及び引き受けた負債については、取得日において取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な情報に基づいて暫定的に算定しております。

当該企業結合に係る取得関連コストは122百万円であり、すべて要約四半期連結損益計算書の「金融費用」に計上しております。

(8) 業績に与える影響

当該会社の企業結合が、当連結会計年度期首である2020年4月1日に行われたと仮定した場合のプロ
フォーム情報は、当連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書に与える影響額に重要性が乏
しいと考えられるため、記載しておりません。

7. 社債

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(株)レインズインターナショナルは、第8回無担保社債670百万円(利率0.34%、償還期限2025年8月26日)、第9回無担保社債1,200百万円(利率0.20%、償還期限2026年8月28日)、第10回無担保社債1,790百万円(利率0.13%、償還期限2024年8月28日)、第11回無担保社債580百万円(利率0.65%、償還期限2025年8月29日)及び第12回無担保社債1,100百万円(利率0.08%、償還期限2024年8月30日)を発行しております。

(株)カップ・クリエイトは、第5回無担保社債1,000百万円(利率0.10%、償還期限2024年8月30日)、第6回無担保社債1,000百万円(利率0.05%、償還期限2025年2月28日)を発行しております。

償還された社債の累計額は42銘柄計4,984百万円です。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(株)レインズインターナショナルは、第13回無担保社債1,450百万円(利率0.22%、償還期限2027年8月31日)、第14回無担保社債900百万円(利率0.67%、償還期限2025年8月29日)、第15回無担保社債2,400百万円(利率0.14%、償還期限2025年8月29日)を発行しております。

(株)カップ・クリエイトは、第7回無担保社債1,000百万円(利率0.10%、償還期限2025年8月29日)を発行しております。

(株)レックスは、第1回無担保社債5,500百万円(利率0.14%、償還期限2028年8月31日)を発行しております。

償還された社債の累計額は50銘柄計6,125百万円です。

8. 資本及びその他の資本項目

当社は、2020年8月20日付で、(株)日本カストディ銀行(信託口)に対し、議決権のない、また普通株式への転換権のない優先株式を第三者割当により発行致しました。本優先株式の発行と中間持株会社の優先株式の自社株買いを同時に行うことにより資本金が4,500百万円、資本剰余金が724百万円増加しております。

9. 配当金

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月9日 取締役会	普通株式	375	5	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金
	優先株式	94	3,126,360			
	第2回優先株式	109	3,626,360			

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月22日 取締役会	普通株式	375	5	2020年3月31日	2020年6月12日	利益剰余金
	優先株式	94	3,126,360			
	第2回優先株式	109	3,626,360			

10. 売上収益

収益の分解

当社グループは、収益を主要な財・サービスの種類別により分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上収益との関係は、以下のとおりであります。

なお、(株)アトムは、前連結会計年度末において(株)アトム北海道を(株)レインズインターナショナルへ株式譲渡しております。また、(株)コロワイドMDは、前連結会計年度末においてCOLOWIDE VIETNAM., JSC.を(株)レインズインターナショナルへ株式譲渡しております。これに伴い、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報を修正再表示しております。

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント				その他	合計
		(株)コロワイドMD	(株)アトム	(株)レインズインターナショナル	カッパ・クリエイト(株)		
財・サービスの種類別	サービスの提供	-	23,126	35,145	32,876	1,428	92,574
	物品の販売	57	-	16,989	5,724	1,380	24,149
	その他	6	321	2,602	-	-	2,928
合計		63	23,446	54,735	38,600	2,808	119,652

(注) 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント				その他	合計
		(株)コロワイドMD	(株)アトム	(株)レインズインターナショナル	カッパ・クリエイト(株)		
財・サービスの種類別	サービスの提供	369	14,479	13,595	24,845	613	53,900
	物品の販売	113	-	9,970	5,630	424	16,137
	その他	6	367	2,008	-	69	2,450
合計		488	14,846	25,572	30,475	1,106	72,487

(注) 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
顧客との契約から認識した収益	119,652	72,487
その他の源泉から認識した収益	418	365
合計	120,070	72,852

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づくリース収益等であります。

サービスの提供

主なサービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であります。当該料理の提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を收受した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

物品の販売

主な物品の販売による収益は、フランチャイズ(F C)加盟店に対する食材の販売及び菓子・惣菜等の販売店舗における加工食品の販売であります。当該食材の販売及び加工食品による収益は、顧客に商品を引渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループが顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別途の財又はサービスに対する支払いでない場合には、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。

その他

主なその他の収益は、店舗運営希望者に対するF C権の付与により受領した収入(F C加盟金及びロイヤルティ収入)によるものであります。当該店舗運営希望者に対するF C権の付与により受領した収入は、取引の実態に従って収益を認識しております。

F C契約締結時にF C加盟者から受領するF C加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、F C加盟者の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

11. 金融商品

(1) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下のとおりであります。

尚、下記を除く金融商品は主に短期間で決済されるものであるなど、公正価値は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。

敷金・保証金

敷金・保証金の公正価値は、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

リース債権

リース債権の公正価値は、元金利の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

設備・工事未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものの公正価値は、元金利の合計額である将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。社債及び借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額である帳簿価額が公正価値となっております。

優先株式

優先株式の公正価値は、優先配当金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

株式

上場株式の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。

非上場株式の公正価値は、類似上場企業比較法、純資産に基づく評価技法等を用いて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。

デリバティブ

デリバティブは、金利スワップ契約で構成されています。

金利スワップ契約の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値に基づき測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されます。

(2) 償却原価で測定される金融商品の公正価値

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当第2四半期 連結会計期間 (2020年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)				
その他の金融資産				
敷金・保証金	22,839	22,892	22,008	22,092
リース債権(注2)	2,044	2,091	1,738	1,770
合計	24,883	24,984	23,746	23,862
(金融負債)				
営業債務及びその他の債務				
設備・工事未払金(注2)	8,243	8,311	8,359	8,401
社債及び借入金				
社債(注2)	48,086	48,702	53,151	53,433
借入金(注2)	63,017	63,245	87,894	88,015
その他の金融負債				
優先株式	200	169	200	171
合計	119,545	120,427	149,604	150,020

(注1) 上記表には、金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報は含まれておりません。

(注2) 1年内回収、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで以下のように分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された要約四半期連結財政状態計算書に公正価値で測定される金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（金融資産）				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	2,637	-	1,648	4,285
その他	-	-	316	316
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	216	-	52	268
合計	2,853	-	2,016	4,869
（金融負債）				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	308	-	308
合計	-	308	-	308

（注） 前連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

当第2四半期連結会計期間(2020年9月30日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	2,423	2,423
その他	-	-	352	352
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	247	-	52	299
合計	247	-	2,826	3,073
(金融負債)				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	287	-	287
合計	-	287	-	287

(注) 当第2四半期連結会計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品について、当第2四半期連結累計期間においては重要な変動は生じていません。

12. 1 株当たり利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益（は損失）及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益（は損失）（百万円）		
親会社の所有者に帰属する四半期利益（は損失）	114	5,788
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	203	518
親会社の普通株主に帰属する四半期利益（は損失）	89	6,305
普通株式の加重平均株式数（株）	75,035,485	75,034,381
基本的1株当たり四半期利益（は損失）（円）	1.19	84.03

	前第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益（は損失）（百万円）		
親会社の所有者に帰属する四半期利益（は損失）	262	1,599
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	-	-
親会社の普通株主に帰属する四半期利益（は損失）	262	1,599
普通株式の加重平均株式数（株）	75,035,332	75,034,274
基本的1株当たり四半期利益（は損失）（円）	3.49	21.31

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

希薄化後1株当たり四半期利益（は損失）及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (は損失)(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益(は損失)	114	5,788
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	203	518
子会社の潜在株式に係る利益調整額	0	-
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (は損失)	89	6,305
普通株式の希薄化後加重平均株式数(株)		
希薄化の影響	-	-
普通株式の希薄化後加重平均株式数	75,035,485	75,034,381
希薄化後1株当たり四半期利益(は損失)(円)	1.19	84.03

	前第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (は損失)(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益(は損失)	262	1,599
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	-	-
子会社の潜在株式に係る利益調整額	0	-
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (は損失)	262	1,599
普通株式の希薄化後加重平均株式数(株)		
希薄化の影響	-	-
普通株式の希薄化後加重平均株式数	75,035,332	75,034,274
希薄化後1株当たり四半期利益(は損失)(円)	3.49	21.31

13. 重要な後発事象

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月16日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 英嗣 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出 正弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 道之 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2020年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る要約四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該要約四半期連結財務諸表に対して2019年11月14日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2020年6月29日付で無限定適正意見を表明している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續を実施する。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。